

特別支援学校における教育について

特別支援教育部会における検討事項	特別支援教育部会における主な意見
⑥ 幼児児童生徒の発達の段階に応じた自立活動の改善・充実。	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の幼児児童生徒が自立を目指し、<u>障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服</u>するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって<u>心身の調和的発達の基盤を養う</u>ことを目的に、「自立活動の時間」を中心に、学校の教育活動全体で指導。 高等部段階の生徒数が増加し、社会に出てからも、<u>自己理解し、得意不得意を伝えることが苦手</u>だったり、進路先で<u>人間関係を築く力</u>などが十分に育っていない、などの課題が指摘。 児童生徒の実態把握から導かれた指導目標と到達状況の乖離。 通級による指導や特別支援学級で学ぶ児童生徒の増加により、<u>「自立活動」を行う場が拡大</u>。 <hr/> <p>【主な意見】</p> <p>特別支援学校学習指導要領において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己の理解や感情を高めるような内容の整理、主体的に学ぶ意欲の一層の伸長など、<u>発達段階を踏まえた自立活動の内容の改善・充実</u>が必要ではないか。 ○実態把握、指導目標の設定、項目の選定、具体的な指導内容の設定までの<u>プロセスを結ぶ要点をわかりやすく記述</u>ことが必要ではないか。 ○自立活動における<u>多様な評価方法をわかりやすく記述</u>することが必要ではないか。 <p>小・中・高等学校学習指導要領において、 (通級による指導、特別支援学校の教育課程に関連して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>自立活動の目的、内容などを記述</u>することが必要ではないか。
⑦ 知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実。	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>知的障害のある児童生徒の学習上の特性</u>（学習によって知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくうことなど）<u>を踏まえた内容で構成</u>。 ・一人一人の児童生徒の障害の程度などに応じた教育課程が編成できるよう、学習指導要領においては、<u>段階別に、各教科の目</u>

	<p><u>標及び内容を大綱的に示している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等を合わせた指導を行う場合、各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価の在り方が曖昧になりやすく、学習指導の改善に十分に生かしにくい、という指摘がある。 ・特別支援学級（小・中学校）において、一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわかりにくい、という指摘がある。 <hr/> <p>など</p> <p>【主な意見】</p> <p>次のような改善が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校等との各教科を通して育成される資質・能力と知的障害のある児童生徒のための各教科を通して育成される資質・能力は同じものとして、<u>小学校等の各教科の目標・内容と関連付けて整理することが必要</u>ではないか。 ○例えば、中学部・高等部社会科において、政治的主体、経済的主体、法的主体となることの重視や、グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解など、<u>社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実が必要</u>ではないか。 ○中学部の段階について、小学部の段階や高等部の段階とのつながりを整理することで、各学部・段階の連続性のある学習内容を設定し、学部間等の円滑な接続を図ることが必要ではないか。 ○<u>各教科等で求められる資質・能力を育成することを、各教科等を合わせた指導を行う場合において明確にすることが必要</u>ではないか。 ○知的障害のある児童生徒が<u>質の高い深い学びを実現するために必要な指導方法の充実が必要</u>ではないか。 ○<u>各教科の評価の観点による学習評価を導入し、学習評価をもとに、教育課程のPDCAサイクルを確立する必要</u>ではないか。 ○特別支援学級（小・中学校）における取扱い、小・中・高等学校の各教科との関連の可視化する必要があるのではないか。 <p>など</p>
--	---

※幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、子供たち一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現については、今後、特別支援教育部会で検討した上で、総則・評価特別部会において検討を行う予定。

特別支援教育にかかる教育課程（概要）

通常の学級	通級による指導	特別支援学級	特別支援学校
<p>○幼稚園教育要領、小・中・高等学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>○障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導を行う。</p>	<p>○小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>○小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えて特別の教育課程（通級による指導）を編成することができる。</p>	<p>○基本的に小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p> <p>○特に必要がある場合には、小・中学校の教育課程に替えて、特別の教育課程を編成することができる。</p>	<p>○特別支援学校教育要領、学習指導要領に基づいて教育課程を編成。</p>
<p>※通常の学級で各教科等の指導を受けながら、障害に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を特別の指導の場（通級指導教室）で受けることができる。</p> <p>※通級による指導に係る授業時数は、年間35～280単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間）を標準とする。</p>	<p>※特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。</p>	<p>※幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。</p> <p>※知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、別に示している。</p>	

その者の障害の状態（※）、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情を市町村の教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定する。

※障害の種類により異なるが、例えば弱視者においては、特別支援学級の対象となる障害の程度は「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの」であり、通級による指導の対象となる障害の程度は「…通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」である。

幼稚園、小・中・高等学校における特別支援教育について

【学校教育法】第八十一条

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

【学習指導要領】

障害のある児童生徒への指導上の配慮	
幼稚園教育要領 (第3章-第1-2)	(2) 障害のある児童の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
小学校 中学校 学習指導要領 (第1章-第4-2)	(7) 障害のある児童(生徒)などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
高等学校 学習指導要領 (第1章-第5款-5)	(8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

「通級による指導」に係る教育課程について（法令）

【学校教育法施行規則】

第百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

【平成5年1月28日文部省告示第7号】

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、同項の規定による特別の教育課程について次のように定め、平成5年4月1日から施行する。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第140条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童または生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

1 障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導とする。ただし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。

2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第140条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間35単位時間から280単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

【小学校学習指導要領解説 総則編】

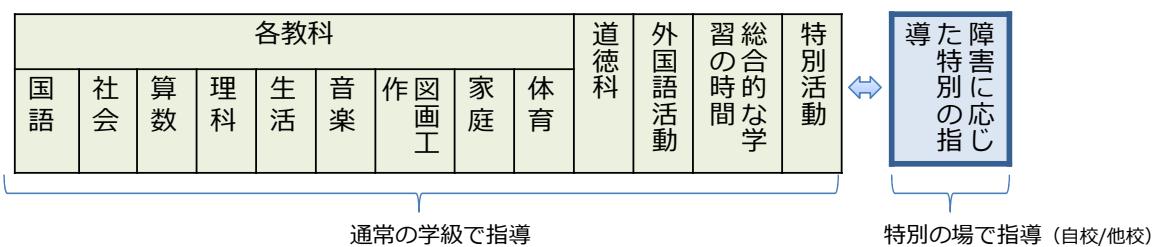
指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

-2-

「通級による指導」に係る教育課程について

通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、通常の学級で各教科等の指導を受けながら、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で実施



障害に応じた特別の指導の内容

特別の指導を行う場合は、特別支援学校小・中学部学習指導要領の「自立活動」の目標・内容を参考として実施。

一人一人の障害の状態に応じて、特別支援学校学習指導要領「自立活動」を参考に、指導目標及び具体的な指導内容を設定

（具体例）小学校における「通級による指導」
対象児童の障害 言語発達の遅れ
1. 心理的な安定、2. 人間関係の形成、
4. 環境の把握、6. コミュニケーション
に関する項目を選定

↓
「個別の指導計画」を作成し、指導。

特別支援学校学習指導要領「自立活動」
目標

個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

内容

1. 健康の保持、2. 心理的な安定、3. 人間関係の形成、4. 環境の把握、5. 身体の動き、6. コミュニケーション

上記の6区分の下に26項目を示す

特別の指導に係る授業時数

年間35～280単位時間（学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間）を標準

特別支援学級に係る教育課程について（法令）

【学校教育法施行規則】

第百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

【通知】

（「特別支援学校の学習指導要領等の公示及び移行措置について（通知）」（20文科初第1307号平成21年3月9日 文部科学省初等中等教育局長）

小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）において特別支援学級における指導又は通級による指導を行うに当たっては、学校教育法施行規則第138条又は同規則第140条の規定に基づき特別の教育課程によることができることから、必要に応じて特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、実情に応じた教育課程を編成する

【小学校学習指導要領解説 総則編】

学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えて、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えてなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

-4-

特別支援学級に係る教育課程について

特別支援学級

特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成することを基本とし、特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することが可能。

特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を編成。特別の教育課程を編成する場合も、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

実情に合った教育課程の編成

[学習指導要領解説の記述例]

- 特別支援学校学習指導要領の「自立活動」を取り入れる
- 特別支援学校（知的障害）の各教科に替えるなど
- 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える

中学校の教育課程

各教科								道徳科	時間	総合的な学習の時間	特別活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語			

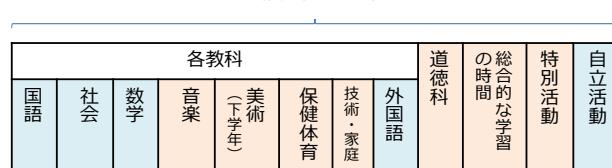
特別支援学校中学部（知的障害）の教育課程

各教科								道徳科	特別活動	時間	総合的な学習の時間	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	※外国語				

※外国語を設ける
ことができる

（具体例）知的障害特別支援学級

生徒の知的障害の状態などを踏まえ、特別支援学校学習指導要領を参考に、教育課程を編成
↓
「個別の指導計画」を作成し、指導



目的

個々の児童又は生徒が自立を目指し、
障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・
克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、
もって心身の調和的発達の基盤を培う。

※「特別支援学校小中学部学習指導要領」より。幼稚部、高等部も同様の記述。

内容とその取扱い

- ・個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素が6区分26項目で示されている。
- ・幼児児童生徒の実態把握を基に、個々の幼児児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

自立活動の内容の6区分26項目について

1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4)健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関すること。 (2)状況の理解と変化への対応に関すること。 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2)他者の意図や感情の理解に関すること。 (3)自己の理解と行動の調整に関すること。 (4)集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事。 (2)感覚や認知の特性への対応に関する事。 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事。 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4)身体の移動能力に関する事。 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2)言語の受容と表出に関する事。 (3)言語の形成と活用に関する事。 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事。

自立活動について

教育基本法 第4条

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、**教育上必要な支援**を講じなければならない。

通常の学級
(支援)

教科別の指導

調和のとれた育成



学校教育法施行規則 第140条

小・中学校等において、障害に応じた**特別の指導**を行う必要があるもののを教育する場合は、特別の教育課程によることができる。

自立活動

心身の調和的発達の**基盤**を培う

算数(体積)：平面での理解が困難な児童に対し、積み木でイメージ化

- ・発達の遅れや不均衡を改善
- ・発達の進んでいる側面を更に伸ばし、遅れている側面を補う

通級による指導

(学習指導要領)「教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」
(「解説総則編」3 その他の教育課程編成の特例 (2) 通級による指導の場合「(中略) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした**自立活動**の内容を取り入れる(中略)」

特別支援学級

(学習指導要領)「教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」
(「解説総則編」3 その他の教育課程編成の特例 (1) 特別支援学級の場合「(中略) 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした**自立活動**の内容を取り入れたり(中略)」

特別支援学校

(学習指導要領) 自立活動に充てる授業時数は適切に定める
(「解説自立活動編」時間の指導を要として**教育活動全体を通じて指導**)

学校教育法施行規則 第138条

小・中学校等における特別支援学級に係る教育課程については、(中略)**特別の教育課程**によることができる。

学校教育法施行規則 第126条

小学部の教育課程は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに**自立活動**によって編成する

【「合理的配慮」の定義】

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
 - ・ 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
 - ・ 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
 - ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

(中教審初中分科会報告（H24.7）より)

合理的配慮の観点について

学校における合理的配慮の観点（3観点11項目）

①教育内容・方法

- ①-1 教育内容
 - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2 教育方法
 - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①-2-2 学習機会や体験の確保
 - ①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

(中教審初中分科会報告（H24.7）より)

●障害者権利条約 (H26. 1 批准)

第24条

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮(reasonable accommodation)が提供されること。

●障害者差別解消法 (H28. 4. 1 施行)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるまいよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、(…第7条第1項に同じ…)。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、(…第7条第2項に同じ…) 必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

合理的配慮について(28. 4. 1~)

- 国公立学校など ⇒ 行政機関等 ⇒ 法的義務
- 学校法人など ⇒ 事業者 ⇒ 努力義務

合理的配慮の例

視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。
黒板に近づけば文字は読める。



- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

学習障害(LD)のCさん

【状態】読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。



- 板書計画を印刷して配布
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音

※データの管理方法等について留意



肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。
エレベーターの設置が困難。



- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消

聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。



- 教室前方・右手側の座席配置
(左耳の聴力を生かす)
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話
(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等)

*合理的配慮は一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえて個別に決定されるものであり、これはあくまで例示である。 -13-

個別の指導計画と個別の教育支援計画について

個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、**具体的に幼児児童生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。**

個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、**医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。**

(参考)小学校学習指導要領 第1章総則 第4 (抜粋)

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば**指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画**を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

* 幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述がある。

特別支援学校	全ての幼児児童生徒を対象に作成(義務付け)			
幼・小・中・高	障害のある幼児児童生徒において作成することが望ましい(努力義務)			
作成状況(H26)	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
個別の指導計画	47.3%(76.6%)	92.5%(98.1%)	83.7%(95.6%)	27.2%(67.1%)
個別の教育支援計画	38.6%(65.9%)	78.6%(87.7%)	71.9%(86.4%)	23.2%(59.3%)

* ()内は作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

個別の指導計画の例

平成〇年度個別指導計画

〇〇立〇〇小学校 言語障害通級指導学級

<児童名> ○○ ○○	<在籍学校・学級> 〇〇小学校 3年〇組	<担任> 〇〇 〇〇	<当教室担任> 〇〇 〇〇	<通級形態> 週1回 2単位時間
<本児の願い> 言葉を覚えたい。		<保護者の願い> 言葉で自分の気持ちなどを伝えられるようになり、言いたいことが言えなくてイララしたりしなくなってほしい。		
目標		○身近なものについての語彙を増やし、言葉のイメージを豊かにする。 ○言葉で状況や自分の気持ちなどをできるだけ詳しく伝えられるようになる。 ○得意なことを通して、集中して取り組む気持ちや自信をつける。		
ねらい	学習内容	評価		
一 学 期	(1)身近なもの、動作や状態を表す言葉等を覚える。 (2)2～3人の人がやりとりをしている絵を見て、文章化する。前後の状況を絵にして、説明する。 (3)覚えた語彙や前後の状況を得意な	(1)絵カードや情景を描いた絵について、出てくる語彙を覚えたり、説明したりする。 (2)状況の絵を見て文章にする。また、てきた文を前後のつながりを確認しながら組み立てる。 (3)覚えた語彙や状況	(1)名称が出てこない場合は、「何をするもの?」といった質問をすると身振りを交えながら、「こうやってこうするもの」「こうやってはさむ。」とたどたどしいながらも、説明することができました。 (2)「どうして?」「その後は?」「どう思った?」等と一つ一つ丁寧に質問していくことで、文章をつなげていくことができました。また、後から思いつい文と前に言った文を「誰が?」等一つ一つ確認していくことで、時系列に並べていくことができました。 (3)意欲的に取り組み、状況絵は3コマ漫画のように吹きだしをつけるなどしていました。	

個別の教育支援計画の例

児童・生徒 氏名	性別
担任 氏名	
在籍校	学校
	年
現在・将来についての希望	
児童・生徒	
保護者	
支援の目標	
必要と思われる支援	
学校の支援	
家庭の支援	
担当	
支援機関の支援	
家庭生活 支援機関: 支援内容:	担当者: 連絡先:
余暇・ 地域生活 支援機関: 支援内容:	地域生活における支援 ・ヘルパー、ボランティアの利用、外出、地域活動、 放課後活動等への参加 ・ショートステイ等の利用 ・家族への必要な支援　・その他

東京都教育委員会「特別支援学級の教育課程編成の手引」から

特別支援教育コーディネーターについて

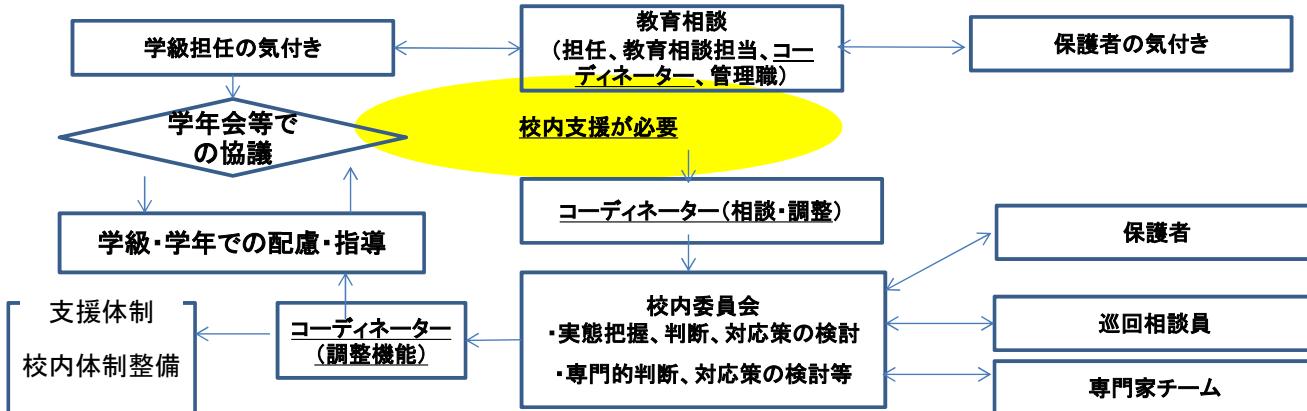
特別支援教育コーディネーターとは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、

- ・**特別支援教育に係る校内委員会・校内研修の企画・運営、**
- ・**関係諸機関・学校との連絡・調整、**
- ・**保護者からの相談窓口**

などの役割を担う教員。校長が指名し、校務分掌に位置付けられる。

(平成26年度配置状況) 87.4% (国公私・幼小中高計)

<支援に至るまでの一般的な手順>



※「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（H16文部科学省）より作成

交流及び共同学習とは、

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動であって、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方を持つもの。

学習指導要領の記載に基づき、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの間で行われる。

<障害のある子供とない子供が活動を共にすることの意義>

- ・障害のある子供たちの経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。
- ・小・中学校の子供たちや地域の人たちが、障害のある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。
- ・同じ社会で生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる重要な活動である。

交流及び共同学習について（学習指導要領総則における記述）

●小学校学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のか、次の事項に配慮するものとする。

(12)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などの間の連携や交流を図るとともに、障害のある児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などの交流の機会を設けること。

（幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領にも同趣旨の規定）

●特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1. 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(6)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

（幼稚部教育要領、高等部学習指導要領にも同趣旨の規定。）

◇留意事項

① 計画的、組織的に継続した活動を実施

- 双方の学校同士が十分に連絡を取り合う。
- 指導計画に基づく内容や方法を事前に検討する。
- 一人一人の実態に応じた様々な配慮を行う。

② 二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進

- 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面
- 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面

③ 交流及び共同学習の内容の工夫

- 学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりする。
- 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮。

特別支援学校学習指導要領等の該当ページ
 ・解説 総則等編幼小中
 幼:P99~100、小中:P183~186
 ・解説 総則等編 高:P109~112

-20-

交流及び共同学習の例

○千葉県総合教育センター「交流及び共同学習実践ガイド」より作成(居住地校交流の例)

特別支援学校の重複学級在籍の4年生。保護者の方は、地域の方に我が子のことを知ってもらいたいという願いで、幼い頃から小学校の運動会を見学していた経緯もあり、居住地校交流につながった。交流の実施にあたっては、運動会の応援だけではなく、友だちと共に参加できるよう体育の授業交流も行うと同時に、聴覚からの情報入手が得意であることを踏まえ、音楽の授業交流も行った。

特別支援学校小学部

居住地小学校

教育課程上の位置付け	「自立活動」	「体育」「音楽」「図工」
目標 「交流及び共同学習のねらい」	「個別の指導計画」から ・語彙を増やし、それを使って人に要求したり、人とのかかわりを楽しんだりする等の自己表現力を養う。	・小学校児童と特別支援学校児童が、同じ活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解し合い、共に生きる気持ちを育てる。
打ち合わせ	特別支援学校の担任が小学校へ行き、本人、保護者の要望及び本人の様子を伝えた。以降電話やFAXで密に連絡をとり、保護者との連携も深める。	
事前の準備	自己紹介カード・「みなさんにおねがい」作成 小学校参観や紹介VTRを視聴する。	自己紹介カードの紹介、掲示で理解を深める。 前年度からの引き継ぎ資料も活用する。
交流及び共同学習の実践例	「音楽」…歌や手作り楽器で授業参加。 「図工」…紙や糊を使い友だちと作品を作る。 「体育」…運動会練習を通して当日の見通しと大きな集団でも力を發揮できるようにする。 「運動会」…綱引き、踊り、応援に参加。好きな音楽の力を發揮し、応援歌を歌う。	

成果

- 交流2年目、学期に2回の継続した活動で、小学校の児童や環境になじみ笑顔が増えた。
- 授業や行事での交流及び共同学習を通して、交流や相互理解につながり、かかわる場面も増えた。
- 学校と保護者とのきめ細やかな連絡調整で、連携が強化した。

-21-

自立活動の改善・充実の方向性（検討素案）

2016/4/8
82



高等学校における通級による指導及び充実方策について（報告（案））概要

現状と制度化の意義

- 中学校で通級による指導（※1）を受けている生徒数は年々増加（H5：296人→H26：8,386人（約28倍））。他方、高等学校では、これら生徒等に対する指導・支援は、通常の授業の範囲内の配慮や学校設定教科・科目等により実施。（※1）大部分の授業を通常学級で受けながら、週に1～8単位時間程度、障害による困難を改善・克服するための特別の指導を別室等で受けける形態
- 「インクルーシブ教育システム」の理念も踏まえ、高等学校が適切に特別支援教育を実施（※2）できるようするために、高等学校においても、障害に応じた特別の指導を行えるようにする必要。
(※2) 高等学校においても、障害のある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う旨が規定（学教法）

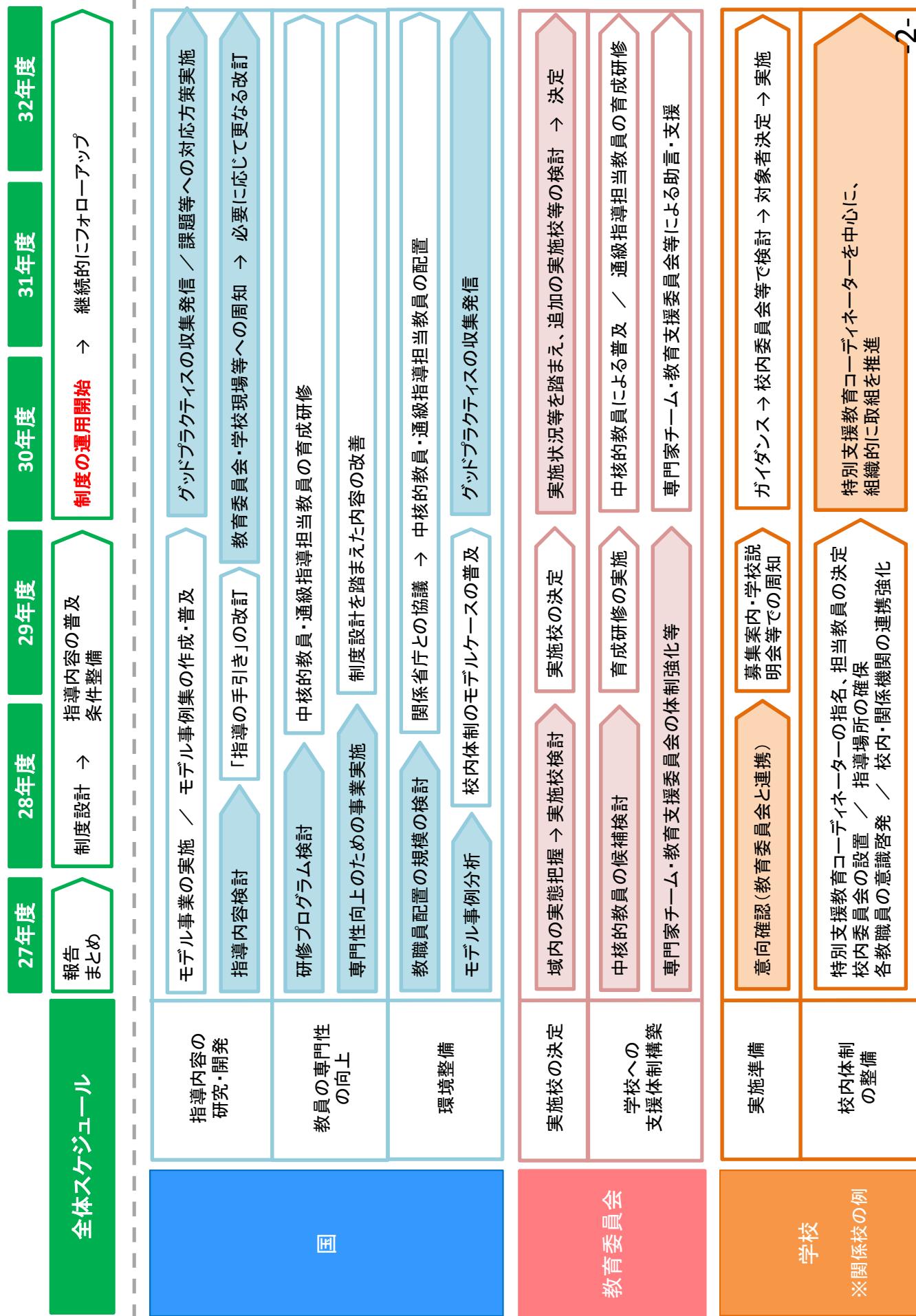
制度設計の在り方

○ 基本的な考え方方は小中学校と同様としつつ、①教育課程の編成、②単位による履修・修得、卒業認定期制度、③必履修教科・科目等、④全日制、定時制及び通信制、といった高等学校における教育の特徴を十分に踏まえて制度を設計する必要。	○ 教育課程上 教育課程上の位置付け の位置付け	通常の教育課程に障害に応じた特別の指導を加えることができるようにする必要。（学習指導要領への位置付け、単位認定・学習評価の在り方、高等学校教育の共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方（必履修教科・科目、卒業要件単位数との関係等）といった論点について、中教審における学習指導要領改訂の議論の中でも更に検討）
○ 指導の対象となる障害種は、 <u>小中学校における通級による指導の対象</u> （※3） <u>と同一</u> とすることが適當。	○ 指導の対象 の対象	（※3）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱
○ 指導内容 ○ 指導の内容は、 <u>障害のある生徒が自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導</u> （特別支援学校の自立活動に相当）とする。	○ 指導内容 ○ 指導の内容	指導形態 （通学の負担がない、担当教員との連携が取りやすい）、 <u>他校通級</u> （グループ指導が実施しやすい、生徒の自尊感情に配慮できる）それぞれのメリットや地域の実態を踏まえ、効果的な実施形態を選択。
○ 判断手続き等 ○ 判断手続等	○ 判断手續等 ○ 判断手續等	①学校説明会等での説明、②生徒に関する情報収集・行動場面の観察、③生徒・保護者へのガイダンス、④校内委員会等での検討、⑤教育委員会による支援、⑥生徒・保護者との合意形成のプロセス等を参考に、学校・地域の実態も踏まえ実施。
○ 担当教員に必要な資格 ○ 担当教員に必要な資格	○ 担当教員に必要な資格 ○ 担当教員に必要な資格	高等学校教諭免許状を有することに加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導に専門性や経験を有する教員（特定の教科の免許状を保有する必要はない）。

制度化に当たつての充実方策

- 国は、必要な教員定数の加配措置や教員の専門性の向上、施設整備の参考となる指針の提示等の方策を実施する必要。
○ 教育委員会は、教育支援委員会・専門家チームの活用による支援体制強化や、中学校からの迅速な引継ぎ・連携体制の構築に努める必要。
○ 高等学校は、学校全体として特別支援教育に取り組む体制や関係機関とのネットワークの活用等に努める必要。

高等学校における通級による指導の導入に向けた今後のロードマップ



各教科等における障害に応じた配慮事項について（検討例）

平成27年12月22日
総則・評価特別部会
資料2-2

これまでの示し方

小学校学習指導要領 総則

個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

（小学校学習指導要領解説）

総則編

■ 障害別の配慮の例を示す。

弱視：体育科におけるボール運動の指導、理科等における観察・実験の指導

難聴や言語障害：国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導

肢体不自由：体育科における実技の指導、家庭科における実習

LD（学習障害）：国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導

ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症：話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導 など

改善の方向性

小学校学習指導要領 総則

各教科等

■ 総則に加え、各教科等別に示す。

（小学校学習指導要領解説）

総則編における障害種の特性に関する記述に加え、各教科等編において

■ 学習の過程で考えられる困難さごとに示す。

【困難さの例】 ※教科等の特性に応じて例示

「情報入力」 「情報のイメージ化」

見えにくい

体験が不足

聞こえにくい

語彙が少ない など

触れられない など

「情報統合」

色（・形・大きさ）の区別が困難

聞いたことを記憶することが困難

位置、時間を把握することが困難 など

「情報処理」

短期記憶※1、継次処理※2や同時処理が困難

注意をコントロールできない など

※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること

※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと

「表出・表現」

話すこと、書くことが困難

表情や動作が困難 など

幼稚園における障害に応じた配慮事項について（検討例）

これまでの示し方

幼稚園教育要領

個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

（幼稚園教育要領解説）

■ 障害別の配慮の例を示す。

弱視：弱視の幼児がぬり絵をするときには輪郭を太くするなどの工夫

難聴：絵本を読むときには教師が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにする

肢体不自由：興味や関心をもって進んで体を動かそうとする気持ちがもてるよう工夫 など

改善の方向性

幼稚園教育要領

※「論点整理」における「幼稚園における特別支援教育」の改訂の具体的な方向性を踏まえ検討。

（幼稚園教育要領解説）

■ 幼児の活動を通じて考えられる困難さごとに示す。

【困難さの例】

「情報入力」

「情報のイメージ化」

見えにくい

体験が不足

聞こえにくい

語彙が少ない など

触れられない など

「情報統合」

色（・形・大きさ）の区別が困難

聞いたことを記憶することが困難

位置、時間を把握することが困難 など

「情報処理」

短期記憶※1、継次処理※2や同時処理が困難

注意をコントロールできない など

※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること

※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと

「表出・表現」

話すことが困難

表情や動作が困難 など

※ 上記の困難さの例は、小学校の例を参考に作成したものであり、幼稚園において実際に示す場合は、幼児期の特性に応じた、困難さの例を検討。

- 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒の十分な学びが実現できるよう、学習の過程で考えられる【困難さの状態】に対する【配慮の意図】+【手立て】の例を示す。(安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図を持つ必要)

小学校の例 ※中学校、高等学校については今後整理予定

【配慮の考え方、配慮の例の示し方】
(国語科の例)

- 文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるよう、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具(スリット等)を活用したりするなどの配慮をする。
- 考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合には、児童がどのように考えればよいのかわかるように、考える項目や手順を示したプリントを準備したり、一度音声で表現させたり、実際にその場面を演じさせたりしてから書かせたりするなどの配慮をする。
- 自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童が身近に考えられる主人公の物語や生活経験に近い教材を活用し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりがわかる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印など視覚的にわかるようにしてから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。
- 声を出して発表することや人前で話すことへの不安を抱いている、自分が書いたものを読むことに困難がある場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示させたり、ICT機器を活用して発表させたりするなど、児童の表現を支援するための多様な手立てを工夫し、自分の考えを持つこと、表すことに対する自信を持つことができるような配慮をする。

(社会科の例)

- 地図から地名等の情報を見つけ出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、目の機能の問題から困難さが生じている場合があることから、読み取りやすくなるように、地図を拡大したり、見る範囲を限定したり、地図に掲載されている情報を削ったりするなどの配慮をする。
- 他者との関わりを持つことが難しく、国会など議会政治などの動きに興味が持てない場合には、社会的事象への興味・関心を高めるため、社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるよう、社会的事象と自分たちの生活との関わりを考える問題解決的な学習の工夫や、特別活動における児童会活動との関連づけなどを通じて、実際的な体験の機会を取り入れ、学習活動の順序を分かりやすく説明し安心して学習できるよう配慮をする。

(算数科の例)

- 同系色の方眼紙の目盛りが読み取りにくい場合は、正しい位置に印が付けやすいように、罫線の色を変更したり、マス目を大きくしたり、マーカーの色を変更したりするなどの配慮をする。
- 「商」「等しい」など、児童が日常生活で使用することが少なく、抽象度の高いことばの理解が困難な場合は、児童がイメージを持つことができるよう、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げる、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。
- 四則の混合した式や()を用いた式について理解し、正しく計算することが難しい場合、計算のきまりを理解させるために、計算の順番を示した手順書を手元に置かせたり、式を分解してそれぞれを計算させ、混合式との比較をさせるなどの工夫を行う。
- 目的に応じて折れ線グラフで表すことが難しい場合、目的に応じたグラフの表し方があることを理解するために、同じデータについての縦軸の幅を変えたり、読みやすさや読みにくさを強調したグラフを見比べるなどの活動を通して、よりよい表し方に気付かせる配慮をする。

(理科の例)

- 実験を行う活動において、実験の手順や方法が分からなかったり、見通しが持てなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しが持てるよう、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどの配慮をする。また、燃焼実験のように危険を伴う学習活動において、衝動性や多動性のある場合には、教師の目の届く場所で活動できるようにするなどの配慮をする。

実際的イメージ、経時処理など

注意のコントロール
(多動性)など

視知覚、図と地の弁別、
視覚記憶、時間把握など

- 自然現象としての雲を観察する活動において、雲の変化等の時間を要するような観察をすることが難しい場合には、変化に着目し、理解することができるよう、観察するポイントを示したり、雲の変化を短時間にまとめたICT教材を活用したりするなどの配慮をする。

(生活科の例)

体験不足、心の理論、注意のコントロールなど

- みんなで使うもの等を大切にすることや安全に気を付けることが難しい児童の場合には、その意味を理解できるように、言葉だけでなく、実際に体験するなど、活動する中で場面に応じた指導を段階的に行う。

(音楽科の例)

聴知覚、聴覚記憶など

- 音楽を形づくっている要素（リズム、速度、旋律、強弱、反復等）の聴き取りが難しい場合は、音楽的な特徴をとらえやすくできるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたり、音楽的な特徴を視覚化するなどの配慮をする。

(図画工作科の例)

視知覚（形）など

- 形や色などの造形的な特徴を捉えることが難しい場合、造形的な特徴を詳しく捉えるようにするために、言語化するなどの配慮をする。
- 表現の活動において計画を立てたり、活動の見通しをもち製作することが難しい場合や、構成を考えながら表し方を構想することが難しい場合には、表現している部分と全体の関係をつかみ、活動の見通しを持つことができるよう、作品を離して見せるなどの配慮をする。
- 見たことから表したいことを見付け表す活動において、立体の構造や空間を平面に置き換えることが難しい場合、形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴を捉えやすくするため、写真などの平面に置き換えて見ることのできるツールの活用や、ライトなどにより明暗を明確にするなどの配慮をする。

図と地の分別など

空間把握など

(家庭科の例)

実際的イメージ、選択決定など

- お金の計算はできるが、必要性など物の価値を判断する力や選択する力が身についていない場合は、生活の中で起こりうることをパターン化して繰り返し具体的に指導するなどの配慮をする。また、実際に買物するなど生活で実践できるよう家庭と連携を図る必要がある。

(体育科の例)

前庭覚、継次処理、身振りなど

- 複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合には、極度の不器用さや動きを組み立てることに苦手さがあることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に動きを補助しながら行うなどの配慮をする。注意のコントロール（固執性）など
- 勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかつたりする場合には、活動の見通しが持てなかつたり、考えたことや思ったことをすぐ行動に移してしまつたりすることがあることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝った時や負けた時の表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。

(道徳科の例)

体験不足、心の理論など

- 相手の気持ちを理解することが苦手で、字義通りの解釈をする場合には、他者の心情を理解するために、役割を交代して動作化や劇化した指導を取り入れる。注意のコントロール（多動性）など
- 話を最後まで聞いて答えることや順番を守つたりすることが困難であつたり、衝動的に行動し、他者の行動を妨げてしまつたりする場合、注意が持続できるよう、適度な時間で活動を切り替えるなどの配慮をする。また、他の児童からも許容してもらえるような雰囲気のある、学級づくりにも配慮する。

(外国語活動の例)

聴知覚、聴覚記憶など

- 音声を聴取することが難しい児童の場合、外国語の音声（音韻）やリズムと日本語との違いに気付くことができるよう、音声を文字で書いて見せる、リズムやイントネーションを記号や色線で示す、指導者が手拍子を打つ、音の高低を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、活動の流れがわかるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておく。

(総合的な学習の時間の例)

スマーリステップ、継次処理、短期記憶、言語化など

- まとめたり調べたりすることに困難がある場合には、注意や集中のコントロールが難しかつたり情報処理に偏りがあつたりすることから、作業を確認しながら取り組むことができるよう、まとめる手順や調べ方、調べる内容、着目する点などを具体的に例示するなどの配慮をする。

(特別活動の例)

見通しのもちにくさ、状況把握など

- 学校行事における予告なしの避難訓練や不測の事態などに対し、強い不安を抱いたり、戸惑つたりする場合、見通しが持てるよう、行事のねらいや活動の内容、行動の仕方などについて、事前指導をしっかりと行うなどの配慮をする。

幼稚園の例

視覚、体験不足、空間把握など

- 見えにくく、行動が制限される場合、具体的な経験を豊かにできるよう、安全な場で自分から積極的に体を動かし、いろいろな運動の楽しさを知り、活発に活動できるようにしたり、手を使っていろいろな物を観察したり、作ったりできるよう配慮をする。聴覚、具体的イメージ、言語理解など
- 聞こえにくく、言葉の習得が困難になる場合、様々な経験を通して、言葉の習得及び概念の形成ができるよう、単に名称のみの理解にとどまらないようにし、人や物の性質、属性などを含めて考えたり、他の人や物と比較して違いを考えたりすることを取り入れるよう配慮をする。体験不足、空間把握など
- 身体の動きに困難がある場合、幼児が自ら環境と関わり、主体的な活動ができるよう、遊具や用具などを工夫したり、必要に応じて補助用具等の活用を図るなどの配慮をする。

育成すべき資質・能力と知的障害特別支援学校の各教科の関係等（仮案）

平成28年2月22日会会7
平教特別支援(第6回)
平成28年2月22日会会7

現行の指導内容		個別の知識や技能 何を知っているか、 何ができるか	思考力・判断力・ 表現力等 知っていること・できること をどう使うか	育成すべき資質・能力に 向けて重視すべき 学習過程等の例 (*)
高等部 社会	「集団生活と役割・責任」「きまり」「公共施設」「社会的事象」「我が国の地理・歴史」「外国の様子」	・社会生活を営む上で必要な知識・技能 ・社会の習慣、生活に関する深い法制度 ・社会的事象や情報メディア ・地図や各種の資料の活用 ・社会の変化や伝統 ・外国の生活の様子や世界の出来事などの理解	・社会的事象に興味をもち、社会一般の出来事と自分の生活とのつながりについて、考え方、判断したり、説明したりする力 ・個人と社会の関係が分かり、社会の一員として役割を果たしていく力 ・地域社会や国家の発展に貢献しようとする態度	【習得】 ・中學部社会科と関連付けた学習 ・興味・関心を伴う動機付け 【活用】 ・体験的な学習 ・社会生活と結びついた実際的・体験的な学習 【探究】 ・班やグループでの討議 ・実際的・体験的学習 ・学習の振り返りと自らの学習目標の設定
中学部 社会	「集団生活ときまり」「公共施設」「社会の出来事」「地域の様子や社会の変化」「外国の様子」	・学校、地域などで充実した生活を送るために必要な知識・技能 ・学校、地域社会でのきまりへの関心 ・社会の出来事や情報メディア ・地域の様子や社会の移り変わりについての理解 ・外国语の様子や世界の出来事への関心	・学校や地域社会の中で役割に気がつき、そのことにようとする力 ・地域生活を豊にしようとするとする態度 ・地域の一員として、主体的に取り組む意欲や態度	【習得】 ・小學部生活科や日常生活の指導 ・興味・関心を伴う動機付け 【活用】 ・地域生活中に即した体験的学習 ・定着に向けた継りかえし学習 【探究】 ・実際的・体験的学習 ・学習の振り返りと次の学習目標設定
小学部 生活	「基本的生活習慣」「健康・安全」「遊び」「交際」「役割」「手伝い・仕事」「きまり」「日課・予定」「金銭」「自然」「社会の仕組み」「公共施設」	・日常生活の基本的な習慣や集団生活への参加に必要な基礎的な知識・技能 ・日常生活での簡単なきまりやマナー ・家庭や住んでいる地域の様子について知る ・公共施設の動きについて知る	・日常生活のきまりやマナーを主体的に守ろうとする力 ・身近な社会や自然との関わりについて、関心をもつ力 ・自分と身近な社会や自然とのかかわりについて関心を深めていくための意欲	【習得】 ・興味・関心を伴う動機付け ・生活場面に即した学習 【活用】 ・習得と定着に向けた段階的学習 ・他教科との関連付けた学習 ・広範囲な体験的な活動 ・柔軟な学習の形態 ・家庭等との連携 【探究】 ・次の学習目標に気が付く

* 読得による学習過程が相互に連携し、3つの踏まえた方向の学習過程ではなく、能力を深めながら学習を深めていく（国立特別支援教育総合研究所、2016）

知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実の方向性

（検討案）各教科の改善・充実の方針

知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実の方針

■**知的障害のある児童生徒の学習上の特性**（学習によって知識や技能が断片的にになりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことなど）
を踏まえた内容で構成。

■**一人一人の児童生徒の障害の程度などに応じた教育課程力編成**できるよう、学習指導要領においては、段階別に、各教科の目標及び内容を大綱的に示している。
特に必要な知識や技能、態度などを身に付けるために必要な知識や技能、態度などを採用できる。

成果と課題

■生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、学ぶことの目的や自分にとつての「意味」や「関連性」をつかみ、学習への関心・意欲が高まっている。

■**各教科等を合わせた指導を行う場合、各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価の在り方が曖昧になりやすく、学習指導の改善に十分に生かしにくい。**

■**特別支援学級（小・中学校）**において、一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわからぬ。

■インクルーシブ教育システムの構築の進展を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における児童生徒の十分な学びを確保していく観点から、小・中・高等学校との各教科の関連性の整理、教育課程の円滑な接続が求められている。

育成すべき資質・能力との関連を踏まえた各教科の目標の見直し

（例）社会科（高等部）

現行目標

社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的能力と態度を育てる。

目標構成の見直し

知識・技能	思考・判断・表現	学びに向かう力、人間性等
育成すべき資質・能力の往々三つの柱（何を知っているか、何ができるか）	（知っていること、できることをどう使うか）	（どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか）
社会科で育成すべき資質・能力（仮案）	・社会生活を営む上で必要な知識・技能の習得 ・生活に關係の深い法制度 等	・社会的事象に関心もちち、社会一般の出来事と自分の生活とのつながりについて考え、判断したり、説明したりする力 等

社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実

（例）中学部・高等部社会科で充実が必要な内容（調整中）

★政治的主体、経済的主体、法的な主体となること

★グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解 等
■中学部の段階について、小学部段階と高等部の段階と重なり合う内容を設定し、学部間等の円滑な接続を図ることなど

知的障害のある児童生徒が質の高い深い学びを実現するためには必要な指導方法の充実

例：児童生徒の学習過程を重視したアプローチ（習得、活用、探究の学習過程が相互に連絡する学習活動の展開など）

観点別学習状況評価の導入と多様な評価方法の活用

■**特別支援学級（小・中学校）**における取扱い、小・中・高等学校の各教科との関連の可視化など

児童生徒の人間として調和のとれた育成の一層の推進

平成28年2月22日会議資料8
（第6回）
教科別支援課程部会
（改定・充実の方向性）

※今後小・中・高校の各教科等の改善・充実の方向性を踏まえ具体的に検討

知的障害のある児童生徒のための各教科等の構成について

知的障害者である児童生徒に対する教育を行つ特別支援学校の各教科は、知的障害の特徴や学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視し、各教科等の目標と内容等を示している。
(学校教育法施行規則第126条第2項 第127条2項、第128条第2項)

【参考】

特別支援学校高等部（知的障害）の教育課程									
各学科に共通する各教科									
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外國語*
農業	工業	商業	水産	看護	情報	福祉	技術・家庭	音楽	英語
家政	農業	工業	スサ流通ビ・	福祉					

* 外國語、情報は必要に応じて設けることができる
主として専門学科において開設される各教科
学校設定科目

高等学校の教育課程									
各学科に共通する各教科									
国語	地理歴史	公民	数学	理科	芸術	保健体育	家庭	外國語	情報
農業	工業	商業	水産	看護	情報	福祉	理数	音楽	英語
農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	音楽	美術

主として専門学科において開設される各教科
学校設定科目及び学校設定教科

中学校の教育課程									
各教科									
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外國語	道徳科
国語	社会*	算数	理科*	生活*					
国語	社会*	算数	理科*	生活*					

主として専門学科において開設される各教科
学校設定科目

小学校の教育課程									
各教科									
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外國語活動	道徳科
国語	社会*	算数	理科*	生活*					
国語	社会*	算数	理科*	生活*					

* 社会3-6年 理科3-6年 生活1・2年 家庭5・6年

特別支援学校中学部（知的障害）の教育課程

特別支援学校中学部（知的障害）の教育課程									
各教科									
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外國語*	道徳科
国語	社会	算数	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外國語*	道徳科
国語	社会	算数	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外國語*	道徳科

* 外國語 必要がある場合は加えることができる

特別支援学校小学部（知的障害）の教育課程

特別支援学校小学部（知的障害）の教育課程									
各教科									
国語	算数	音楽	図画工作	体育	道徳科	特別活動	自立活動		
国語	算数	音楽	図画工作	体育	道徳科	特別活動	自立活動		
国語	算数	音楽	図画工作	体育	道徳科	特別活動	自立活動		

知的障害のある児童生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的にになりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことが多いなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育つていないことなどが挙げられる。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際的・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。特に、知的障害が極めて重度である場合は、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由など、他の障害を併せ有することも多いので、より一層のきめ細かいな配慮が必要となる。

さらに、教材・教具や補助用具を含めた学習環境の効果的な設定をはじめとして、児童生徒へのかかわり方の一貫性や継続性の確保、在籍する児童生徒に関する周囲の理解などの環境条件も整え、知的障害のある児童生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切である。

- ①児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。
- ②児童生徒が、自ら見通しをもつて行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- ③望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導する。
- ④職業教育を重視し、将来的職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が育つよう指導する。
- ⑤生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導する。
- ⑥生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導する。
- ⑦児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- ⑧できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すよう指導する。
- ⑨児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるよう指導する。
- ⑩児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。

知的障害のある児童生徒のための各教科の段階による各部の内容構成について

〔教育課程の編成〕 〔教科の段階〕（小学部3段階、中学部1段階、高等部2段階）

高 等	中 学 部	小 学 部
<ul style="list-style-type: none">■ 各教科<ul style="list-style-type: none">国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、※外国語、※情報、農業、工業、流通・サービス、福祉、これら以外の教科道徳総合的な学習の時間特別活動自立活動	<ul style="list-style-type: none">■ 各教科<ul style="list-style-type: none">国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、※外国語特別の教科である道徳総合的な学習の時間特別活動自立活動	<ul style="list-style-type: none">■ 各教科<ul style="list-style-type: none">生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育特別の教科である道徳特別活動自立活動

【2段階】
高等部1段階を踏まえ、比較的障害の程度が軽度である生徒を対象として、発展的な学習内容

【1段階】
中学部の内容やそれまでの経験を踏まえ、主として卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などを考慮した、基礎的な内容

↑
〔専門学科において開設される各教科は1段階のみ〕

小学部3段階の内容の程度を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮しつつ、生徒の社会生活や将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容

↑
=

【3段階】
障害の程度が比較的軽く、他人との意思疎通や日常生活を営む際に困難さが見られるが、前段階の程度までは達せず、適宜援助を必要とする者を対象とした内容

【2段階】
障害の程度が1段階ほどではないが、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者を対象とした内容

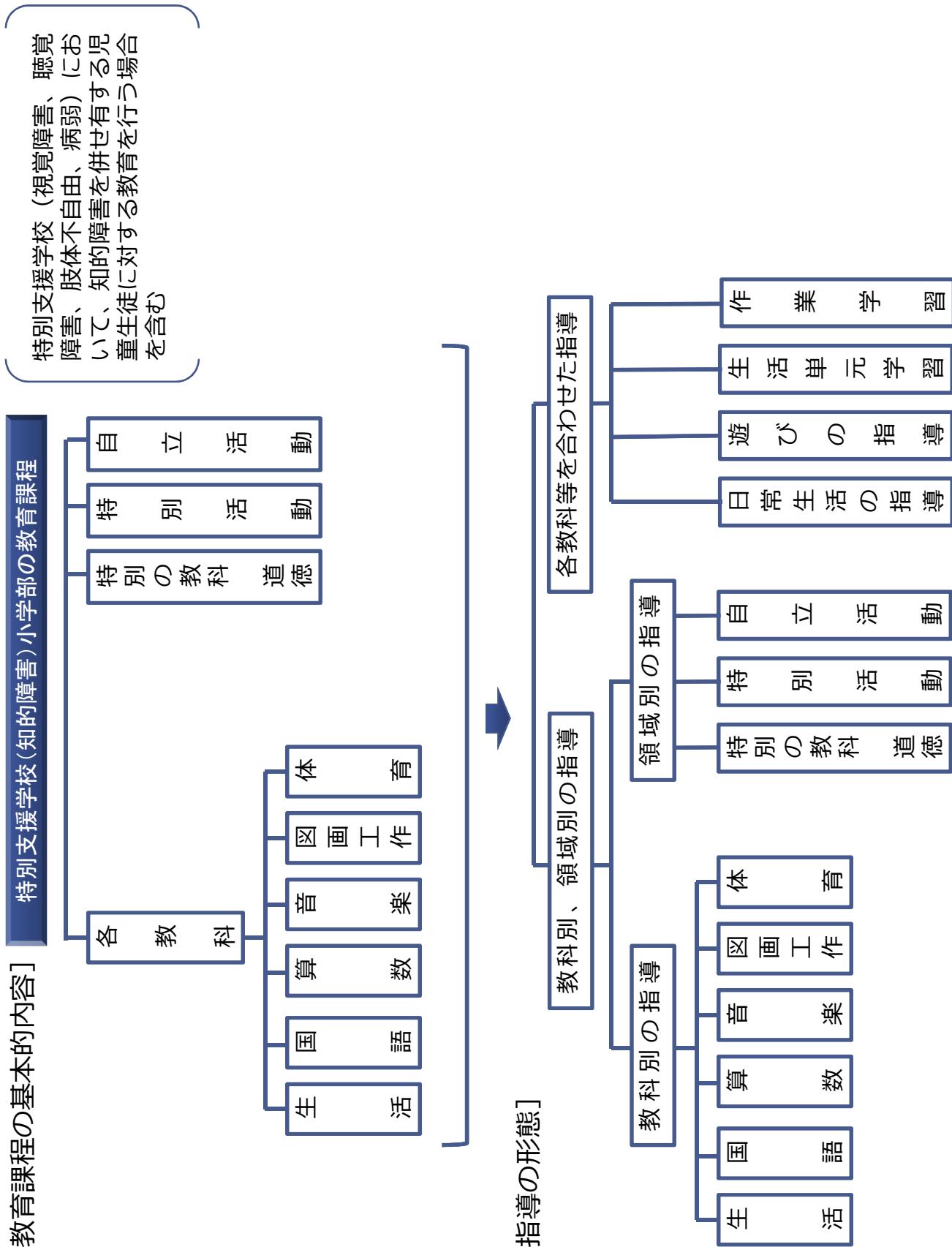
【1段階】
主として、障害の程度が比較的重く、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要とする者を対象とした内容

※：必要に応じて、外国語（中学部）、
　　※：必要に応じて、外国語及び情報（高等部）を加える
　　ことができる

特別支援学校（知的障害）の教育課程の構造について

[教育課程の基本的内容]

特別支援学校（知的障害）小学校部の教育課程



各教科等を合わせた指導について①

□各教科等を合わせて指導を行う場合は（特別支援学校学習指導要領解説総則編等）

各教科等を合わせて指導を行う場合は、**各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うこと**をいう。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、この各教科等を合わせて指導を行うことがあることから、従前、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されている。

日常生活の指導

指導の形態について
各教科との関連について

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。

生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が取り扱われる。

遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものである。

生活科の内容をはじめ、各教科等にかかる広範囲の内容が扱われる。

生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。

広範囲に各教科等の内容が扱われる。

作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

職業・家庭科の内容だけでなく、広範囲に各教科等の内容が扱われる。

□特別支援学校学習指導要総則（小・中学部）内容等の取り扱いに関する共通事項

（略）各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、**各教科、道徳、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。**【前回の改定で新たに明記された内容である】（＊なお、高等部も同様である）

学習評価について

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について
(通知) (平成22年5月1日) (抜粋)

小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

指導に関する記録

1 各教科の学習の記録

特別支援学校（知的障害）小学部における各教科の学習の記録については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す小学部の各教科の目標、内容に照らし、具体的に定めた指導内容、実現状況等を文章で記述する。

様式2（指導に関する記録）

学年 教科等	1	2	3	4	5	6
生活						
国語						
算数						
音楽						
図画工作						
体育						
特別活動						
自立活動						

各教科の目標と内容：社会科（中学部、高等部）+生活科（小学部）の一部

目標	[高等部] 社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な能力と態度を育てる。 [中学部] 社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。 [小学部] 日常生活の基本的な習慣を身につけ、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについて関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力と態度を育てる。
----	--

内容	「集団生活と役割・責任」	「きまり」	「公共施設」	「社会的事象」	「我が国の地理・歴史」	「外国の様子」
高等部 2段階	(1)個人と社会の関係が分かり、社会の一員としての自覚をもつ。	(2)社会の慣習、生活に関する深い法や制度を知り、必要に応じて生活に生かす。	(3)公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。	(4)政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心を深め、生産、消費などの経済活動に関する事柄を理解する。	(5)我が国や他の地域の自然や生活の様子を理解し、社会の変化や伝統に関心をもつ。	(6)各種の資料を活用し、我が国や他の地域の自然や生活の様子、社会の変化や伝統を知る。
高等部 1段階	(1)相手や自分の立場を理解し、互いに協力してなきまりがあることを知り、施設や公共物などの動きを理解し、それらを適切に利用する。	(2)社会や国にはいろいろな役割や責任を果たす。	(3)生活に關係の深い公共の動きを理解し、それを適切に利用する。	(4)政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心をもち、生産、消費などの経済活動に関する基本的な事柄を理解する。	(5)我が国や他の地域の自然や生活の様子を理解し、社会の変化や伝統に関心をもつ。	(6)外国の自然や人々の出来事などに興味や関心をもち、社会の変化や伝統に関心をもつ。
中学部	(1)集団生活の中で役割を理解し、自分の意見を述べたり、相手の立場を考慮したりして、互いに協力し合う。	(2)社会生活に必要ないろいろな意見があることを知り、それらを守る。	(3)日常生活に關係の深い公共の動きが分かる。	(4)日常生活で経験する社会の出来事や通信メディアなどを分かり、それらを利用す。	(5)自分が住む地域を中心に、我が国や社会の移り変わりに関心をもつ。	(6)外国の様子や世界の出来事などに興味や関心をもつ。
(生活科)	「役割」	「きまり」	「公共施設」			
小学部 3段階	(5)進んで集団生活に参加し、簡単な役割を果たす。	(7)日常生活に必要な簡単なきまりやマナーが分かり、それらを守って行動する。		(12)身近な公共施設や公共物などを利用し、その動きを知る。		
小学部 2段階	(5)集団活動に参加し、簡単な係活動をする。		(7)日常生活に必要な簡単なきまりやマナーに気付き、それらを守って行動する。	(12)教師の援助を受けながら、身近な公共施設や公共物などを利用する。		
小学部 1段階	(5)教師と一緒に集団活動に参加する。	(7)教師と一緒に日常生活の簡単なきまりに従って行動する。		(12)身近な公共施設や公共物などを教師と一緒に利用する。		